

雇用保険失業給付の手続きを
されたみなさまへ
～重要なお知らせ～

新型コロナウイルス感染拡大防止 のための認定日の取扱いについて

新型コロナウイルスの更なる感染拡大防止対策のため、3月13日(金)～3月31日(火)までの認定日を指定されている方の失業認定につきましては、下記のいずれかの方法で行うことが可能となりました。

①認定日の変更

- * 4月9日(木)以降、次の認定日の前日(※)までにご来所をお願いします。
※認定日をご不明の場合は、ハローワークにお問い合わせください。

②郵送による証明認定

【ご注意ください】

- ・失業給付金は、認定の処理により初めて支払いが行われます。
- ・認定日を変更された場合、その認定日の翌日以降の振込となります。
- ・郵送の場合、失業認定申告書の内容を確認した上で認定の処理を行いますので、振込までにお時間をいただくことがあります。

なお、現在指定されている認定日にご来所いただき、失業認定の手続きを行うことも可能です。

詳細は、受給手続きをとられているハローワークにお問い合わせください。

宮城労働局・ハローワーク